

# 平成 24 年度税制改正について（租税特別措置関係）

平成 24 年 4 月 16 日

社団法人リース事業協会

## 1. 中小企業投資促進税制（改正租税特別措置法第 10 条の 3、第 42 条の 6）

- ・適用期限が平成 26 年 3 月 31 日まで延長されたほか、対象設備の追加等の改正が行われた（別添参照）。

## 2. 環境関連投資促進税制（改正租税特別措置法第 10 条の 2、第 42 条の 5）

- ・一部の対象設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の認定発電設備に該当する太陽光又は風力の利用に資する機械その他の減価償却資産）に即時償却制度が設けられた（所有権移転外ファイナンス・リースは適用できない）。

## 3. 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度（改正租税特別措置法第 42 条の 9）

- ・沖縄振興特別措置法に定める地域で特定の事業を営む場合の税額控除制度（機械及び装置等は取得価額の 15%、建物及び附属設備並びに構築物は取得価額の 8%）の適用期限が平成 29 年 3 月 31 日まで延長された。

## 4. 国内路線に就航する航空機に係る固定資産税課税標準の特例措置（改正地方税法附則第 15 条第 3 項）

- ・適用期限が平成 25 年度まで延長された。

### 〈改正地方税法附則第 15 条第 3 項〉

平成二十二年度から平成二十五年度において新たに固定資産税が課されることとなる航空機（第三百四十九条の三第八項又は第九項の規定の適用を受けるもの及び専ら遊覧の用に供するものを除く。）で総務省令で定めるもののうち、航空法第百条の許可を受けた者が運航するものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（当該航空機のうち地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものにあつては、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の二）の額とする。

※次の税制は平成 24 年 4 月 1 日をもって廃止された。

- ① 中小企業等基盤強化税制（改正前租税特別措置法第 10 条の 4、第 42 条の 7）
- ② エネルギー需給構造改革投資促進税制（改正前租税特別措置法第 10 条の 2 の 2、第 42 条の 5）
- ③ 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税（所得税）額の特別控除制度（改正前租税特別措置法第 10 条の 5、第 42 条の 10）

以上

## 中小企業投資促進税制の概要

1. 適用期間 平成 26 年 3 月 31 日まで
2. 対象事業者 青色申告書を提出する中小企業者等<sup>※1</sup>
3. 対象設備・金額要件・措置内容

対象設備 (指定事業 <sup>※2</sup> の用に供するものに限る)	金額要件	措置内容
機械及び装置	事業年度における対象設備の取得価額が1台・1基当たり160万円以上	<p>取得価額×7%の税額控除 (法人の税額控除の適用は資本金が3,000万円以下の法人に限られる。また、法人税額の20%を限度額とする。)</p> <p>又は</p> <p>取得価額×30%の特別償却 (所有権移転外リース取引は、特別償却の適用が受けられない。)</p>
財務省令で定める工具、器具及び備品 <sup>※3</sup>	事業年度における対象設備の取得価額が1台・1基当たり120万円以上又は事業年度における同種の対象設備の取得価額の合計額(法人税法施行令133条、133条の2の適用を受けるものを除く)が120万円以上	
ソフトウェア (政令、財務省令で定めるものに限る <sup>※4</sup> )	事業年度における一のソフトウェアの取得金額が70万円以上又は事業年度におけるソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上	
普通貨物自動車 (車両総重量3.5トン以上のものに限る)	—	
船舶 (内航運送業及び内航船舶貸渡業の用に供されるものに限る)	—	

### ※1 中小企業者等

- ① 常用従業員が1,000人以下の個人
- ② 資本金(出資金)1億円以下の法人(資本金1億円を超える大企業1社が1/2以上出資している法人又は資本金1億円を超える2社以上の大企業が2/3以上出資している法人を除く)  
※法人の税額控除の適用は資本金(出資金)が3,000万円以下の法人に限られる。
- ③ 資本(出資)のない法人(社団等)であって、常用従業員が1,000人以下の法人
- ④ 農業協同組合等

### ※2 指定事業(風適法対象事業を除く。)

製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運輸業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店営業(料亭、ナイトクラブ等これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運送業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、サービス業(物品賃貸業、娯楽業〔映画業を除く〕を除く。)

※3 財務省令で定める工具、器具及び備品

一	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）
二	電子計算機（計数型の電子計算機（主記憶装置にプログラムを任意に設定できる機構を有するものに限る。）のうち、処理語長が16ビット以上で、かつ、設置時における記憶容量が16メガバイト以上の主記憶装置を有するものに限るものとし、これと同時に設置する附属の入出力装置（入力用キーボード、ディジタイザー、タブレット、光学式読取装置、音声入力装置、表示装置、プリンター又はプロッターに限る。）、補助記憶装置、通信制御装置、伝送用装置（無線用のものを含む。）又は電源装置を含む。）
三	インターネットに接続されたデジタル複合機（専用電子計算機（専ら器具及び備品の動作の制御又はデータ処理を行う電子計算機で、物理的変換を行わない限り他の用途に使用できないものをいう。）により発信される制御指令信号に基づき、紙面を光学的に読み取り、デジタル信号に変換し、色の濃度補正、縦横独立変倍及び画像記憶を行う機能、外部から入力されたデジタル信号を画像情報に変換する機能並びに記憶した画像情報を保存し、送信し、及び紙面に出力する機能を有するものに限る。）
四	試験又は測定機器

※4 政令・財務省令で定めるソフトウェア

電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるよう組み合わされたもの（これに関連するシステム仕様書その他の書類を含む。）
※本税制の対象とならないソフトウェア
①複製して販売するための原本
②開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供されるもの
③一定のサーバー用オペレーティングシステム
④一定のサーバー用仮想化ソフトウェア
⑤一定のデータベース管理ソフトウェア
⑥一定の連携ソフトウェア
⑦一定の不正アクセス防御ソフトウェア

以上